

ひとり親世帯臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少を支援するため、収入の少ないひとり親世帯の方に対し、臨時特別給付金を支給します。

■対象者

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当受給者
- ② 公的年金(遺族年金や障害年金等)を受給しているため、令和2年6月分の児童扶養手当の受給ができない方
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準へ下がった方

■支給・申請

		①の対象者	②の対象者	③の対象者
A 基本給付	支給額		1世帯5万円 ※第2子以降1人につき3万円加算	
	申請	不要	要	
	収入判定年	平成30年中		令和2年2月以降の任意の1か月を年間換算(×12)
	支給時期	8月中	9月以降速やかに	
B 追加給付	支給額	1世帯5万円(一律)		-
	申請	要		
	収入判定年	令和2年2月以降の任意の1か月を年間換算(×12)		
	支給時期	9月以降速やかに		

Aの対象者の基本給付分は、申請不要です。受給拒否の届出をしていなければ8月中に振り込まれます。(※7月20日に個別に案内を送付しています。)

Bの対象者は、令和3年2月26日(金)までに申請が必要です。必要な書類が該当する内容によって異なりますので、担当課までご相談ください。